

東部第1土地区画整理事業

《新しい町名(案)アンケート結果のお知らせ》

ひたちなか市 都市整備部 区画整理事業所 区画整理二課

TEL:029-273-0111 内線(6516・6517・6518) e-mail : kukaku2@city.hitachinaka.lg.jp

東部第1土地区画整理事業につきましては、日頃よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、新しい町名(案)に関するアンケートについても、ご多忙のところご回答いただき誠にありがとうございました。

今回のアンケートで皆様から賜りましたご意見の一部を紹介するとともに、ご質問やご要望の多かった内容につきましては、Q&A形式で説明を掲載しておりますので、ご一読いただき、東部第1土地区画整理事業の新しい町名の設定につきまして、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【アンケートの結果について】

● アンケートについて

期 間 令和7年6月14日から令和7年7月31日(48日間)

発送総数 1,895件

設 問 【問1】 新しい町名(案)に対する意見をお聞かせください。
【問2】 その他意見・要望等をお聞かせください。(自由記述)

● 結果について

回答状況 480件(回答率:25.33%)

賛成 355件(回答数の内 73.96%)

反対 125件(回答数の内 26.04%)

ご意見の一部(抜粋)

お寄せいただきましたご意見の一部をご紹介します。

・富士山1～3丁目について、隣接する富士山団地との関連性からも妥当であり、上野1～3丁目、後野1丁目についても、従前の小字との関連からも妥当だと思います。

・新町名案に賛成いたします。深谷津→富士山への変更はこの地に居住する者にとっては大変うれしく思います。

・遠く離れている場所なのに地番が近いところがあり、必要があるように感じている。

・宅配便の誤配が多いので早く進めて下さい。

・色々考えましたが提示された案が望ましいと思います。

・従来の大字中根という住所はあまりに広い範囲をさして、何処か想像しにくかったが、新しい町名は細かく分かれていて場所が分かりやすくて良い。

・新しい町名に変更しなければならない理由が分からない。(Q1)

・中根を新しい町名として設定できないのか？(中根〇丁目等)(Q2)

・新しい町名(案)の「富士山」「上野」「後野」の由来は？また、「富士山(フジヤマ)」「上野(カミノ)」は一般的な呼称ではないのでは？(Q3)

・「富士山1丁目・2丁目」について、従来の小字名でもある「深谷津」を採用し新しい町名を設定する方が「町の名称の定め方」の考えに沿っているのでは？(Q4)

・新しい町名になり住所変更となった場合、対応しなければならない手続きはどのようなものがあるか。(Q5)

・郵便や宅配などが、新しい町名に変更後に旧住所名で送られてきた場合でも、支障なく届くよう配慮して欲しい。(Q6)

東部第1土地区画整理事業 ～新しい町名(案)～



新しい町名及び町界の設定基準(ひたちなか市住居表示実施基準準用)(抜粋)

【町の境界の定め方】

・町の境界は、なるべく公道、水路等の側線をもって充てること。

【町の名称の定め方】

・従来の名称に準拠して歴史上由緒あるもの、親しみの深いもの、語調のよいもの等を選択し定めること。ただし、市の区域内を通して、同一の町名又は類似の町名は避けること。

【丁目の定め方】

・丁目数はなるべく5丁目以下にとどめること。

・丁目の配列は、放射式を原則とし、やむを得ない場合には、蛇行式とすること。

【町(丁目)の形状及び規模】

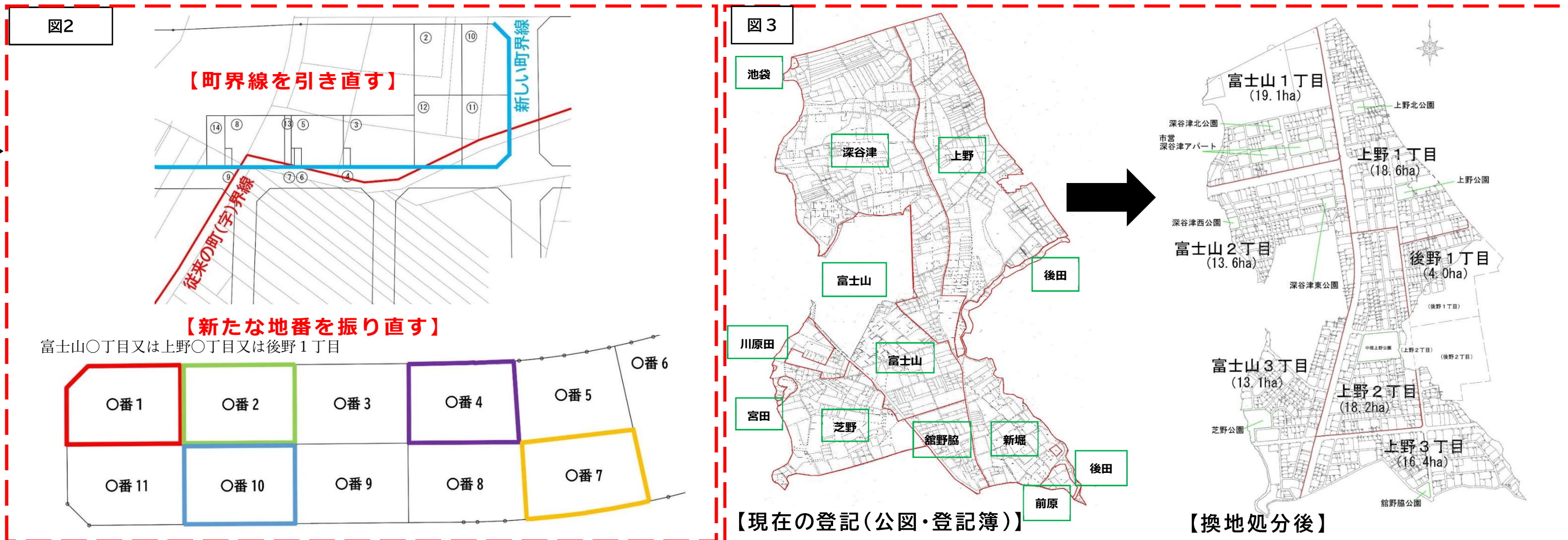
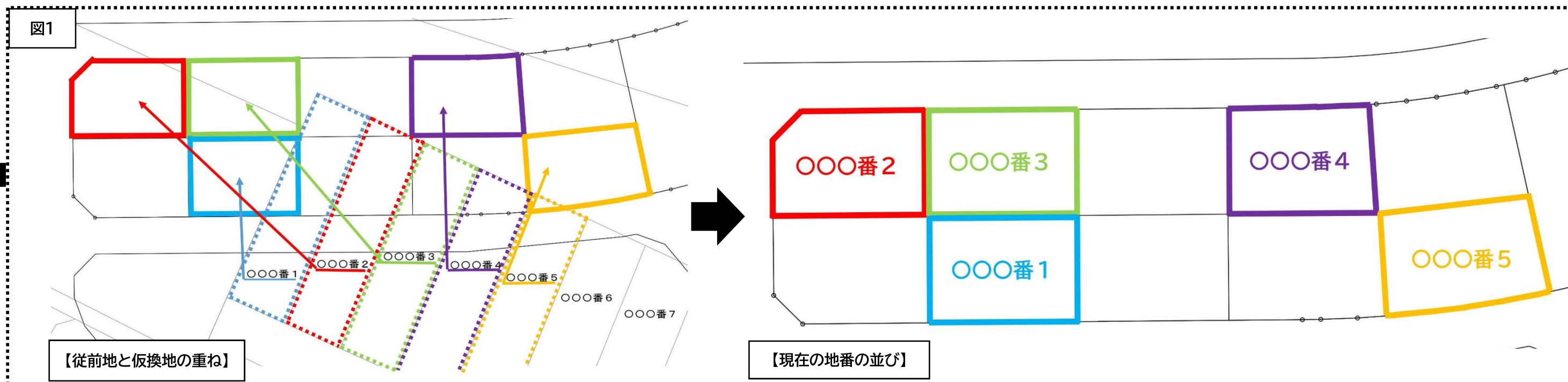
Q1

Q 新しい町名に変更しなければならない理由が分からない。

A 土地区画整理事業では、道路や公園等の公共施設を整備するため、もとの土地の位置や形を整え、新しい区画に置きかえる作業を行います(図1)。この作業を「換地(かんち)」といいます。土地の位置や形が変わると、法務局が管理する登記情報(地図や登記簿など)と現地の状況が一致なくなります。そのため、事業の完了にあわせて登記情報を直す必要があります。この手続きが「換地処分(かんちしょぶん)」です。

換地処分を行う際には、土地や建物の場所がより分かりやすくなるよう、町の区分(町界)を整理し、新しい町名を定め、地番を振り替える作業も行います(図2・図3)。

このように、新しい町名の設定は、事業完了後の土地の状況を正しく反映し、将来にわたり分かりやすい住所設定するために必要な手続きとなります。



換地処分

Q2

Q 中根を新しい町名として設定できないのか？(中根〇丁目 等)

A ひたちなか市における「大字中根」は区域が広い(図1), その一部を「中根〇丁目」とすると、「大字中根」と「中根〇丁目」とが混在し、場所の特定が分かりにくくなるおそれがあります。また、周辺の「後野」「上野」「長堀」「松戸」「笹野」「小砂町」などの地域では、土地区画整理事業の換地処分に合わせ、昔からある「小字」を生かした新しい町名が設定されています。

このため、東部第1土地区画整理事業においても、分かりやすい町名とするため、地域に昔からある「小字」をもとにした新しい町名(案)を提案しています。

町名町界変更実施状況一覧 (旧大字中根)

換地処分後の新しい町名		従来の町名		土地区画整理事業名	
		字	主な小字	地区名	換地処分(年度)
長堀町	1丁目・2丁目・3丁目	大字中根	字長堀	勝田第3	昭和51年度
松戸町	1丁目・2丁目・3丁目	大字中根	字枯松戸	中根	昭和56年度
後野	1丁目・2丁目	大字中根	字後野	後野	昭和52年度
上野	2丁目	大字中根	字上野	後野	昭和52年度
笹野町	1丁目・2丁目・3丁目	大字中根	字笹野	中根	昭和56年度
小砂町	1丁目・2丁目	大字中根	字小砂	中根	昭和56年度



Q3

Q 新しい町名(案)の「富士山」「上野」「後野」の由来は？また、「富士山(フジヤマ)」「上野(カミノ)」は一般的な呼称ではないのでは？

A 東部第1土地区画整理事業で検討している新しい町名(案)は、事業地内に昔から存在していた「小字」をもとにしています。小字は、土地の利用状況や周囲の環境、歴史的な背景などを反映し名づけられているもので、地域の歴史や文化などを知るうえで重要な役割を持っています。

そのため、新しい町名の設定にあたって、地域の歴史や文化を引き継ぐという観点から、小字の名称を生かした町名を提案しています。

また、「上野(カミノ)2丁目」「後野(ウシロノ)1丁目」については、すでに同じ読み方の町名が存在していることから、整合性を図るため同じ読み方としています。

さらに、「富士山(フジヤマ)」については、この地域の小字名であり、富士山(フジヤマ)団地として親しまれている呼び名が定着していることから、同じ読み方を新しい町名(案)としています。

Q4

Q 「富士山1丁目・2丁目」について、従来の小字名でもある「深谷津」を採用し新しい町名を設定する方が「町の名称の定め方」の考えに沿っているのでは？

A Q3のとおり、小字を生かした新しい町名を設定すると、「深谷津」という名称になります。しかし、「深谷津」いう漢字からは「谷」や「湿地」といった地形を連想させるため、新しい住宅地の町名にふさわしくないのでは、また語感があまり良くないのではといった意見がありました。

そこで、今回の提案では「富士山(フジヤマ)」という名称としています。「富士山」は、この地域の「小字」であり、語感が良く覚えやすいことに加え、隣接する「富士山団地」とのつながりもあり、地域住民にとって親しみがある名称で市内での位置関係も分かりやすくなります。

以上のことから、東中根高場線より西側を「富士山1～3丁目」とする新しい町名(案)としました。

Q5

Q 新しい町名になり住所変更となった場合、行政・個人それぞれ対応しなければならない手続きはどのようなものがあるか。

A 町名変更に伴う手続きについては、東部第1土地区画整理事業の換地処分前に、ご案内をお送りする予定です。

なお、手続きの中には、運転免許証の住所など、市が対応できないものも多くあります。そのため、地区内の皆様にはお手数をおかけすることになりますが、町名変更にご理解ご協力をお願いします。

【参考】過去の土地区画整理事業の換地処分に伴う町名変更の主な手続き(例)

市が対応する手続き	不動産物件の所在地の登記・住民票、戸籍、印鑑登録等の住所変更 等
個人で対応いただく手続き	運転免許証、車検証の住所変更・国民年金、厚生年金関係の住所変更・不動産登記簿の住所変更 等

Q6

Q 郵便や宅配などが、新しい町名に変更後に旧住所名で送られてきた場合でも、支障なく届くよう配慮して欲しい。

A 新しい住所への変更後も旧住所で発送された郵便物や宅配物などが問題なく届くよう、関係する事業者と連携し対応を進めていきます。

【事業概要】

水戸・勝田都市計画事業 東部第1土地区画整理事業

【事業概要】

施行者	ひたちなか市	施行期間	S55～R10 年度
地区面積	1,029,928.91 m ²	事業認可年月日	S55.4.28
都市計画年月日	S37.12.28		(勝田市公告第17号)
仮換地指定年月日	S56.11.20	計画人口	9,440 人
総事業費	14,415,000 千円	保留地面積	56,084.62 m ²
保留地処分金	3,211,000 千円	合算減歩率	26.16 %
国費	1,828,275 千円	公共減歩	20.43 %
県費	58,159 千円	保留地減歩	5.73 %
市費	8,725,105 千円		
その他	248,229 千円		
公管金	344,232 千円		

【広域図】

【詳細図】

— 4 —